# 行政通則法AI利活用ガイドラインの概要（案）のポイント

資料１

◆ **行政におけるAIの利活用に関し、AIの便益をいかしつつ、国民の権利利益及び行政の透明性・公正性を確保し、円滑かつ適正な利活用がなされるよう、「行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会」（座長：大屋雄裕慶大教授）における検討を経て、総務省において、行政通則法の観点からAIの利活用に対応したガイドラインを策定する。**（R8デジタル重点計画）

## １．背景・目的・位置づけ

○ 今後、行政課題対応にAI利活用は不可避。AIは、大量の情報の迅速な処理・加工などに大きな力を発揮する一方で、技術的特性によるリスクも想定。**リスクに対応し、萎縮することなく、行政・国民双方が安心してAIの便益を享受**できる環境整備が重要。

○ 本ガイドラインにおいて、**行政通則法的価値**（行政手続法・行政不服審査法・情報公開法の目的である「国民の権利利益保護」及び「行政の公正性・透明性確保」）が、**AI利活用においても損なわれないようにするための方策**を示す。

→ 行政通則法的観点からの利活用の限界線（**ガードレール**）を示し、その範囲内での**AI利活用を後押し**することを企図。

→ **AI指針**の10原則のうち、**①人間中心・②公平性・③安全性・④透明性・⑤アカウンタビリティ**（行政通則法的価値と関連）に即した利活用の在り方を示す。※⑥～⑩（セキュリティ、個人情報、公正競争、教育、イノベーション）は、関係制度で対応

→ **AI基本計画**の要請（行政におけるAI利活用について、**国民へのアカウンタビリティや信頼性を確保**）にも対応。

★ **ガイドラインの内容は、AIの技術水準、利活用の動向等の変化を踏まえ、今後も適時・不断に見直し**

## ２．行政通則法の目的（AI利活用において維持されるべき価値）

○ 行政手続法は、行政機関（行政庁及び職員（補助機関））による行政判断の適正を、職員の内心の思考ではなく、**基準（入口）と理由（出口）を通じた「判断過程」の文書化による統制**（**手続的統制**）により担保。（行政不服審査法も、判断過程の統制を前提として、事後検証・自己反省機能を確保するものであり、行政手続法の考え方の延長にある）

| 入口：審査基準・処分基準 | → | 職員の判断（組織的統制） | → | 出口：理由提示 | → | 救済：聴聞・弁明、審査請求 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 適用すべき基準を文書で定めて公にする | | 指揮監督を通じ、組織として再現・説明し、結果と責任を引受け。 | | いかなる事実にいかなる法規・基準を適用したかを文書で示す | | 判断過程の事後的な検証可能性確保 |

➡ **AI利活用の下でもこうした手続的統制が機能し、透明・公正・権利保護が全うされる方策を、本ガイドラインで示す。**

※判断の「内容」の適正は、処分の根拠法令と行政法の一般原理（比例原則・平等原則等）による実体的統制により確保。基準及び理由の内容が満たすべき水準を確定するなど、手続的統制の場面で補完的に機能する場合があり、そのような場合の対応についても、手続的統制の延長として本ガイドラインでは扱う。

## ３．AI利活用の態様二分論と、対応ルール

○ **AIが判断過程に立ち入っていない場合**（職員による行政処分に係る判断の補助・準備）は、行政通則法による職員を通じた**手続的統制が機能**するので、行政通則法の枠組みで対応可能。【Ⅰ：補助・準備の類型】

○ **AIが判断の核心に関与し、職員の判断が事実上AIに左右され得る場合**は、既存の行政通則法の枠組みでは**統制が完結しない**ため、本ガイドラインにより、**手続面でAIの使い方の適正を確保するためのルール**を示す。【Ⅱ：判断関与の類型】

（両者の厳密な区分は困難な場合もあるが、①職員がAIの結論に依拠せずに出力の当否を実質的に検証できるか、②職員が、基準の適用（事実への当てはめ）と理由の作成の双方を主体的に掌握しているか、等に着目して区分することが考えられる。AIモデルの更新や制度・業務の変更の都度、判定を点検することが適当）

**【Ⅰ】職員による業務遂行の補助、行政処分に係る判断の準備**

**例：**申請書類の要約・整理・分類、形式チェック、法令・先例・審査基準の検索、文章の校正

… AIは判断過程に立ち入らず、「入口・出口の統制」と「組織的統制」が機能。（通常のデジタルツールの利用と異ならない）

⇒ **追加的な対策は不要**

**【Ⅱ】AIが判断の核心に関与、職員の判断が事実上AIに左右され得る**

**例：**要件該当性の評価・判定、処分内容の結論の提示、実質的に結論を規定するスコアリング

… 判断過程がAIの内部処理に移り（手続面）、考慮要素の選択・重み付けも組み込まれるため、職員を通じた統制が完結しない

⇒ **AIの使い方を整え、入口・出口・救済の機能を維持**

◆基本３措置：①AI出力の**根拠確認**（※）②**職員の最終決定**（職員・行政庁が説明可能な状態）③AI判断過程が追跡可能となる**記録作成**

◆個別手続における対応の例：

| 入口：審査基準・処分基準 | 出口：理由提示 | 救済：聴聞・弁明、審査請求 |
|---|---|---|
| ・AIの設定（プロンプト・閾値等）が、公表された基準から導かれない独自の判断枠組みを含まないか事前に検証 | ・AI出力の転記ではなく、事実関係と法令・基準の適用関係について、法が要求する水準を充足しているかを確認し、職員が最終決定した上で、理由として示す | ・聴聞や審理手続の判断の実質は聴聞主宰者・審理員が担う（争点整理・要約、時系列整理、文字起こし等の判断補助はAIを活用可能） |

※確認の対象については、大量定型処理（職員の処理能力を上回る）であって、権利義務への影響が低い場合、個別の出力ではなく、処理プロセス全体の検証（事前の動作確認、定期的な抽出確認、異常値は職員判断にエスカレーション等）で代替可とすることも考えられる。

## ４．行政通則法上のルールの、行政における日常的な事務への援用

○ 上記の考え方は、**行政通則法が直接に適用される事務以外の、行政における日常的な事務にも援用可能**だが、一律のルールではなく**リスクベースでアプローチ**を採る。

○ リスク評価：①**事務の性質**（**定型的・補助的か否か**）と②**作用する対象**（**内的か外的か**）の２つの視点で概括的に把握

※AIの関与の態様（補助・準備＜判断関与）、AIの種類（ルールベース＜機械学習）によって上下。

○ 対応：上記の基本３措置、入口と出口の統制、救済対応の措置を参照（事前手続と事後救済を援用）